

## 富士見市空家除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家の除却を推進し、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進を図るため、空家を除却する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、1年以上居住され、又は使用されていないものをいう。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利を有し、空家に対して除却に係る工事を行うことができる者をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 空家の所有者等が複数いる場合、当該空家を除却するに当たり所有者等全員の同意（所有権以外の権利者の同意を含む。）を得ているもの
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127条）第14条第2項の規定による勧告を受けていないもの
- (3) 富士見市空家等対策計画の対象地区内にあるもの
- (4) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの
- (5) 公共事業の補償の対象となっていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人の所有者等とする。

- (1) 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条各号に規定する税及び富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税をいう。以下同じ。）を滞納していない者
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象空家に対して次の各号のいずれにも該当する工事を実施するものとする。

- (1) 補助対象空家の所在する敷地を更地にするために補助対象者が発注する工事であって、補助対象空家の除却並びに廃材の撤去及び処分（家財処分は除く。）に係る工事であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第2項の規定により許可を受けたとみなされる者を含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が行う工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、30万円を限度とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、1月31日とする。
- 3 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

5 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象空家の案内図

(2) 補助対象空家の登記事項証明書又は固定資産資産証明書

(3) 所有者等であることを確認することができる書類

(4) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し

(5) 補助対象空家の現況写真

(6) 第5条第1項に規定する工事を行う建設業者の建設業許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し

(7) 補助対象空家が1年以上居住及び使用されていないことがわかるもの

(8) 補助対象空家に他の所有者等がいる場合にあつては、補助対象事業の実施について当該補助対象空家の他の所有者等全員から得た同意書

(9) その他市長が必要と認めるもの

(事業内容の変更等の様式等)

第9条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第6号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第10条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提

出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第11号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (3) 工事完了写真
- (4) 廃棄物の処分に関する証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの  
(補助金等確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第13条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第13号のとおりとする。